

トヨタでんき需給約款

2025年11月28日実施

株式会社トヨタエナジーソリューションズ

目 次

I 総 則.....	1
1 適用.....	1
2 約款の変更.....	1
3 定義.....	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目.....	3
II 契約の申込み	4
6 需給契約の申込み.....	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需要場所.....	5
9 需給契約の単位.....	5
10 供給の開始.....	5
11 承諾の限界および遵守事項	5
III 契約種別および料金	7
12 契約種別.....	7
13 スタンダード M プラン /スタンダード L プランの再生可能エネルギー比率	7
14 スタンダード M プラン.....	8
15 スタンダード L プラン.....	9
IV 料金の算定および支払い.....	10
16 料金の適用開始の時期.....	10
17 検針.....	10
18 料金の算定期間.....	10
19 使用電力量の計量	11

20 料金の算定.....	11
21 日割計算.....	11
22 料金等の支払い	11
23 延滞利息.....	13
V 提携事業者に対する業務の委託等.....	14
24 トヨタでんきに係る業務委託等	14
VI 使用および供給.....	15
25 適正契約の保持.....	15
26 力率の保持.....	15
27 需要場所への立入りによる業務の実施	15
28 電気の使用にともなうお客様の協力	15
29 違約金	17
30 供給の中止または使用の制限もしくは中止	17
31 損害賠償の免責.....	18
32 設備の賠償.....	18
VII 契約の変更および終了.....	19
33 需給契約の変更.....	19
34 名義の変更.....	19
35 需給契約の廃止.....	19
36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算.....	20
37 解約等	21
38 需給契約消滅後の債権債務関係	22
VIII 供給方法および工事	23
39 供給設備等の施設	23
IX 工事費の負担.....	24
40 工事費負担金	24

41 工事費負担金の申受けおよび精算	24
42 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	24
X 調査および保安に対するお客さまの協力	25
43 調査に対するお客さまの協力	25
44 保安に対するお客さまの協力	25
45 反社会的勢力の排除	26
附 則	27
1 本約款の実施期日	27
別 表	28
1 スタンダード M プラン料金表	28
2 スタンダード L プラン料金表	34
3 再生可能エネルギー発電促進賦課金	37
4 燃料費調整	39
5 使用電力量の協定	45
6 日割計算の基本算式	46
7 提供エリア	48

I 総則

1 適用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このトヨタでんき需給約款（以下「本約款」といいます。）によります。
- (2) 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。
 - ・離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）

2 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約に係る手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめお客さまに変更の内容（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）を説明いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合、当社は、あらかじめお客さまに変更の概要を説明し、変更された税率に基づき、本約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (3) (1)または(2)に基づく説明の際（説明する変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除きます。），当社は、本約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、当社は、(1)または(2)に基づき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除きます。），遅滞なく、本約款の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下、同じです。）ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、変更の概要をお知らせいたします。

お客さまにおかれましては、以上の点について、承諾いただくものとします。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球, けい光灯, ネオン管灯, 水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅, 店舗, 事務所等において単相で使用される, 電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし, 急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し, または妨害するおそれがあり, 電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって, 定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し, お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(10) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし, 每年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間, 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間, 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間, 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間, 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間, 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間, 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間, 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間, 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間, 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間, 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は, 翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。

(13) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。

(14) 託送供給等約款

電気事業法第18条の規定に従い一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます
(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)。

(15) 離島供給約款

電気事業法第21条の規定に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。

(3) (1)により需給契約の申し込みをされる場合は、当社が、需給契約の締結前に行われる供給条件の説明ならびに契約の締結前および締結後に行われる書面の交付に代わる当該書面に記載すべき事項の提供を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により行うことについて、お客さまに承諾いただくものといたします。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。本項に基づき需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、当社は、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき契約期間満了前のお客さまへのお知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

お客さまにおかれましては、以上の点について、承諾いただくものとします。

ハ お客様の需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合があります。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客様からの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。

10 供給の開始

- (1) 当該一般送配電事業者等の所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 当社は天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 承諾の限界および遵守事項

- (1) 当社は、法令、電気の需給状況、お客様（需給契約上の地位を承継する新たなお客様を含みます。）の電気の使用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（当社、au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「au エネルギー＆ライフ」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の他のサービスの料金、および、既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
- (2) お客様は、本約款に基づき供給される電気を使用されるにあたり、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること。
- ロ 他人になりすまして当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI が提供する各種サービスを利用する行為。
- ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実に反する申出を行うこと。
- ニ 当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI のサービスの運営を妨げる行為。

III 契約種別および料金

12 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、別表7（提供エリア）によります。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	スタンダードMプラン（北海道） スタンダードLプラン（北海道）
	東北電力エリア	スタンダードMプラン（東北） スタンダードLプラン（東北）
	東京電力エリア	スタンダードMプラン（東京） スタンダードLプラン（東京）
	中部電力エリア	スタンダードMプラン（中部） スタンダードLプラン（中部）
	北陸電力エリア	スタンダードMプラン（北陸） スタンダードLプラン（北陸）
	関西電力エリア	スタンダードMプラン（関西） スタンダードLプラン（関西）
	中国電力エリア	スタンダードMプラン（中国） スタンダードLプラン（中国）
	四国電力エリア	スタンダードMプラン（四国） スタンダードLプラン（四国）
	九州電力エリア	スタンダードMプラン（九州） スタンダードLプラン（九州）
	沖縄電力エリア	スタンダードMプラン（沖縄）

13 スタンダードMプラン /スタンダードLプランの再生可能エネルギー比率

当社は、スタンダードMプランおよびスタンダードLプランにおける再生可能エネルギーの電気の比率を、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで実質的に100パーセントとし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、スタンダードMプランおよびスタンダードLプランを利用するお客様の電力の使用量が当社の想定を上回る場合および非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責に帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した場合には、再生可能エネルギー指定でない非化石証書を使用すること、再生可能エネルギーによる電気の比率が実質的に100パーセントとならないこと、および実質的にCO2排出量がゼロとならないことがあります。

す。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

14 スタンダード M プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
関西、中国、四国	使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
沖縄	契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。 ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
関西、中国、四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。ただし、他の小売電

	気事業者から当社へ契約を切り替える場合で、他の小売電気事業者との契約終了時点で最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるとされているときは、原則として、当該決定を引き継ぐものといたします。
沖縄	二 最大需要容量が 50 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合で、他の小売電気事業者との契約終了時点で最大需要容量が 50 キロボルトアンペア未満であるとされているときは、原則として、当該決定を引き継ぐものといたします。

(4) 料金

基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は別表 1（スタンダード M プラン料金表）のとおりといたします。

料金は、別表 1（スタンダード M プラン料金表）によって算定された金額、別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）に係る消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

15 スタンダード L プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客様の申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量に基づき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

基本料金および電力量料金は別表2（スタンダードLプラン料金表）のとおりといたします。

料金は、別表2（スタンダードLプラン料金表）によって算定された金額、別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）に係る消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

IV 料金の算定および支払い

16 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

17 検針

検針は、お客様ごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、1の暦月の起算日（当社が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦日の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

19 使用電力量の計量

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により、18（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表5（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

20 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

21 日割計算

- (1) 当社は、20（料金の算定）の場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) (1)により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。また、契約種別、契約容量、契約電流等を変更したことにより日割計算をするときには、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22 料金等の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当社が当該一般電気事業者等から検針の結果等を確認したことにより料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、電気のご利用月の翌々月の25日（ただし、25日が銀行法で定める休日に

当たる場合には翌営業日）といたします。

(4) 当社は、20（料金の算定）および21（日割計算）で算定した料金に係る債権について、au エネルギー＆ライフに譲渡し、au エネルギー＆ライフは、KDDI に再譲渡するものとし、お客様さまは当該譲渡および再譲渡について、異議なく承諾するものとします。この場合において、当社、au エネルギー＆ライフおよびKDDI は、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。お客様さまは、(3)に定める支払期日までに、料金を、当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。

(5) 前項の規定により譲渡する債権に関するその他の取り扱いについては、本約款の規定にかかわらず、au エネルギー＆ライフ、およびKDDI の契約約款等に定めるところによります。

(6) (1)において、料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(7) 料金については、当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI は、当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI の指定する支払期ごとに支払っていたことがあります。

(8) 当社、au エネルギー＆ライフおよびKDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなつた場合を含みます。）等当社、au エネルギー＆ライフおよびKDDI 所定の事由に該当するときは、当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI のWEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

(9) お客様さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1回ごとに	税抜額 430 円 (税込額 473 円)

(10) 当社、au エネルギー＆ライフおよびKDDI は、お客様が、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社、au エネルギー＆ライフまたはKDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

(11) お客様は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 230 円 (税込額 253 円)

(12) お客様は、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI 指定の金融機関口座への振込または金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額
備考 当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(13) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。

23 延滞利息

お客様は、料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI が定める日数について年 14.5% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

Ⅴ 提携事業者に対する業務の委託等

24 トヨタでんきに係る業務委託等

お客さまは、本約款の規定に基づくお客さまからの各種申告の受理、およびお客さまへの各種お知らせ等に関する業務を当社がau エネルギー & ライフに委託し、au エネルギー & ライフがKDDI、およびその他の第三者に再委託することを承認していただきます。この場合において、当社は、お客さまへの個別の通知または委託承認の請求を省略するものとします。

VI 使用および供給

25 適正契約の保持

当社が、当該一般送配電事業者等から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合には、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに需給契約を電気の使用状態に応じた適正なものに変更していただきます。

26 力率の保持

お客さまは、需要場所の負荷の力率については、原則として、90 パーセント以上に保持していました。

27 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 44（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 35（需給契約の廃止）(1)または37（解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

28 電気の使用にともなうお客さまの協力その他の協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施

設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備または蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等に従い、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

(3) お客さまは、電気の供給の実施にともない当該一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

(4) 以下の場合において、当該一般送配電事業者等から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。

- イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合
- ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- ハ 通信設備等を設置する場合
- ニ 需要場所の電流制限器その他の適当な装置の取付けをする場合

(5) お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者等が、無償で使用することができるものとします。

- イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）
- ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備

- a 鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
- b お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
- c その他 a または b に準ずる設備

二 お客様の希望によって、お客様の負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の 2 次配線等

木 当該一般送配電事業者等が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

(6) お客様が電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客様において無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客様において講じていただきます。

(7) 当社は、供給計画作成のために、お客様に対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、お客様は、当社の求めに応じて、必要な情報を提供していただきます。

29 違約金

- (1) お客様が 37（解約等）(1)ニ(ニ)から(ハ)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

30 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 次の場合には、当該一般送配電事業者等により、供給時間中に電気の供給の中止が行われ、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当該一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当該一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - 木 その他保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者等は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

31 損害賠償の免責

- (1) 30（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合であって、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客様もしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客様はその損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、当該一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客様の損害について賠償の責めを負いません。

32 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VII 契約の変更および終了

33 需給契約の変更

(1) お客様が電気の需給契約の変更（お客様の需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2) (1)の場合、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、当社は、当該説明の際（説明する変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除きます。）、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。当社は、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除きます。）、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

お客様におかれましては、以上の点について、承諾いただくものとします。

34 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

35 需給契約の廃止

(1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

(2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(3) お客さまが当社に需給契約を解約する旨を通知することなく、他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。

(4) (3)の場合、需給契約は、以下のイ、ロの場合を除いて、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。

- イ 当社がお客さまの解約通知を解約希望日の翌日以降に受け取った場合は、当社が解約通知を受け取った日に需給契約が終了するものとします。
- ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を当該一般送配電事業者等ができない場合、需給契約はお客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

(5) (3)によってお客さまが需給契約の解約をする場合、当該一般送配電事業者等により、当該一般送配電事業者等の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(6) (3)によってお客さまが需給契約の解約を希望する場合で、新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から本契約の解約日までの期間が1年未満の場合で当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者等から料金や工事費等の精算を求められた場合、お客さまは、その金額を当社に支払うものとします。

36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から工事費

の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

37 解約等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

- イ お客さまが、22（料金等の支払い）(1)で定める期日までに料金その他の債務を支払われない場合
- ロ お客さまが本約款で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI に対する債務を当社、au エネルギー & ライフまたは KDDI の定める期日までに支払われない場合
- ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる債務をいいます。）を支払われない場合
- ニ お客さまが次のいずれかその他の託送供給等約款に定める事由に該当し、当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合またはそのおそれがあると判明した場合
 - (イ) お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
 - (ロ) 需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
 - (ハ) 当該一般送配電事業者等に無断で当該一般送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
 - (ニ) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
 - (ハ) 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
 - (ト) 27（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - (チ) 28（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (2) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には、当社はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(4) お客様が、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

38 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VIII 供給方法および工事

39 供給設備等の施設

- (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送約款等に基づき，当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに，当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けます。
- (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものといたします。
- (3) お客さまの希望によって引込線の位置変更工事や，計量器および計量に必要な付属装置等の取付位置を変更する場合，託送約款等に基づき実費相当額をお客さまから申し受けます。

IX 工事費の負担

40 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送約款等に基づいて、当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

41 工事費負担金の申受けおよび精算

40（工事費負担金）により、当社がお客さまに工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送約款等に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

42 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

X 調査および保安に対するお客さまの協力

43 調査に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者等は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当該一般送配電事業者等は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

44 保安に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) お客さまは、当該一般送配電事業者等が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、当該一般送配電事業者等と協議していただきます。

45 反社会的勢力の排除

(1) 当社およびお客さまは、現在および将来にわたって、自己、自己の役員、自己の支配的株主、または自己の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、暴力団もしくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者等、その他これらに準ずる者、またはこれらの者と密接な関係を有する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを相互に表明これを確約するものとします。

イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
ホ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

イ 暴力的な要求行為
ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
ニ 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
ホ その他前各号に準ずる行為

(3) 当社およびお客さまは、相手方が(1)または(2)に違反する事実が判明したときは、催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができ、解除により相手方に損害が生じたとしても、これを賠償する責任はないものとします。かかる解除は、相手方に対して、本条第1項または第2項違反を理由とした損害賠償請求を行うことを妨げないものとします。

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2025年11月28日から実施いたします。

別 表

1 スタンダードMプラン料金表

(1) スタンダードMプラン（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	380.00円（418.00円）
契約電流15アンペア	570.00円（627.00円）
契約電流20アンペア	760.00円（836.00円）
契約電流30アンペア	1,140.00円（1,254.00円）
契約電流40アンペア	1,520.00円（1,672.00円）
契約電流50アンペア	1,900.00円（2,090.00円）
契約電流60アンペア	2,280.00円（2,508.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.43円（35.68円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	38.15円（41.97円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.53円（45.69円）

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	389.04円（427.95円）

(2) スタンダードMプラン（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円 (369.60円)
契約電流15アンペア	504.00円 (554.40円)
契約電流20アンペア	672.00円 (739.20円)
契約電流30アンペア	1,008.00円 (1,108.80円)
契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.91円 (29.61円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.05円 (36.36円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.64円 (40.31円)

ハ 最低月額料金

イおよび□によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.31円 (358.95円)

(3) スタンダードMプラン（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	283.40円 (311.75円)
契約電流15アンペア	425.10円 (467.62円)
契約電流20アンペア	566.80円 (623.49円)
契約電流30アンペア	850.21円 (935.24円)
契約電流40アンペア	1,133.62円 (1,246.99円)
契約電流50アンペア	1,417.03円 (1,558.74円)
契約電流60アンペア	1,700.44円 (1,870.49円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.08円 (29.79円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.08円 (36.39円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.80円 (40.48円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	298.25円 (328.08円)

(4) スタンダードMプラン（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といいたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	291.94円 (321.14円)
契約電流15アンペア	437.90円 (481.70円)
契約電流20アンペア	583.88円 (642.27円)
契約電流30アンペア	875.82円 (963.41円)
契約電流40アンペア	1,167.77円 (1,284.55円)
契約電流50アンペア	1,459.71円 (1,605.69円)
契約電流60アンペア	1,751.66円 (1,926.83円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.26円 (21.19円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.66円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.00円 (28.61円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	251.90円（277.09円）

(5) スタンダードMプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といいたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.04円（30.85円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.58円（34.74円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.13円（36.45円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	275.00円（302.50円）

(6) スタンダードMプラン（関西）

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	475.07円 (522.58円)
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.36円 (20.20円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.27円 (25.60円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.98円 (28.58円)

(7) スタンダードMプラン (中国)

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	690.61円 (759.68円)
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.76円 (32.74円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	35.83円 (39.42円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.76円 (41.54円)

(8) スタンダードMプラン (四国)

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.26円 (666.89円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85円 (30.64円)

	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.87円 (37.26円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.06円 (40.77円)

(9) スタンダードMプラン（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円 (316.24円)
契約電流15アンペア	431.22円 (474.35円)
契約電流20アンペア	574.97円 (632.47円)
契約電流30アンペア	862.46円 (948.71円)
契約電流40アンペア	1,149.95円 (1,264.95円)
契約電流50アンペア	1,437.44円 (1,581.19円)
契約電流60アンペア	1,724.93円 (1,897.43円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.69円 (18.36円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.78円 (23.96円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.50円 (26.96円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	304.85円 (335.34円)

(10) スタンダードMプラン（沖縄）

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	584.59円 (643.05円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.53円 (40.19円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	41.57円 (45.73円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43.37円 (47.71円)

2 スタンダードLプラン料金表

(1) スタンダードLプラン（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	380.00円 (418.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.43円 (35.68円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	38.15円 (41.97円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.53円 (45.69円)

(2) スタンダードLプラン（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円 (369.60円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.91円 (29.61円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.05円 (36.36円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.64円 (40.31円)

(3) スタンダードLプラン（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	283.40円 (311.75円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.08円 (29.79円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.08円 (36.39円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.80円 (40.48円)

(4) スタンダードLプラン（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	291.94円 (321.14円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.26円 (21.19円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.66円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.00円 (28.61円)

(5) スタンダードLプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.04円（30.85円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.58円（34.74円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.13円（36.45円）

(6) スタンダードLプラン（関西）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	406.55円（447.21円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.18円（17.80円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.10円（21.01円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.37円（23.51円）

(7) スタンダードLプラン（中国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	407.24円（447.97円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.31円 (30.05円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	32.85円 (36.14円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34.55円 (38.01円)

(8) スタンダードLプラン (四国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	361.00円 (397.10円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.76円 (27.24円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	29.79円 (32.77円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.44円 (35.69円)

(9) スタンダードLプラン (九州)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円 (316.24円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.69円 (18.36円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.78円 (23.96円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.50円 (26.96円)

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特

別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。

（3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、スタンダードMプラン（関西）、スタンダードMプラン（中国）、スタンダードMプラン（四国）、スタンダードMプラン（沖縄）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とし、1の料金算定期間に4月の検針日および4月の検針日の前日のいずれも含む場合は、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて別表6(日割計算の基本算式)（1）を準用し、合算して算定いたします。この場合、「日割計算対象日数」は、「4月の起算日から4月の検針日の前日までの日数」および「4月の検針日から4月の末日までの日数」と読み替えます。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出いただいたときは、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

スタンダードMプラン（北海道） スタンダードLプラン（北海道）	$\alpha = 0.1874$	$\beta = 0.0899$	$\gamma = 1.0036$
スタンダードMプラン（東北） スタンダードLプラン（東北）	$\alpha = 0.0259$	$\beta = 0.2563$	$\gamma = 0.8915$
スタンダードMプラン（東京） スタンダードLプラン（東京）	$\alpha = 0.0048$	$\beta = 0.3827$	$\gamma = 0.6584$
スタンダードMプラン（中部） スタンダードLプラン（中部）	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
スタンダードMプラン（北陸） スタンダードLプラン（北陸）	$\alpha = 0.0415$	$\beta = 0.0745$	$\gamma = 1.2499$
スタンダードMプラン（関西） スタンダードLプラン（関西）	$\alpha = 0.014$	$\beta = 0.3483$	$\gamma = 0.7227$
スタンダードMプラン（中国） スタンダードLプラン（中国）	$\alpha = 0.0406$	$\beta = 0.0992$	$\gamma = 1.1994$
スタンダードMプラン（四国） スタンダードLプラン（四国）	$\alpha = 0.0875$	$\beta = 0.0770$	$\gamma = 1.1770$
スタンダードMプラン（九州） スタンダードLプラン（九州）	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\gamma = 1.0757$
スタンダードMプラン（沖縄）	$\alpha = 0.0065$	$\beta = 0.1632$	$\gamma = 1.1152$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(1) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといいたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下のとおりといいたします。

スタンダードMプラン（北海道）	80,800円
スタンダードLプラン（北海道）	
スタンダードMプラン（東北）	83,500円
スタンダードLプラン（東北）	
スタンダードMプラン（東京）	86,100円
スタンダードLプラン（東京）	
スタンダードMプラン（中部）	45,900円
スタンダードLプラン（中部）	
スタンダードMプラン（北陸）	79,800円
スタンダードLプラン（北陸）	
スタンダードMプラン（関西）	27,100円
スタンダードLプラン（関西）	
スタンダードMプラン（中国）	80,300円
スタンダードLプラン（中国）	
スタンダードMプラン（四国）	80,000円
スタンダードLプラン（四国）	
スタンダードMプラン（九州）	27,400円
スタンダードLプラン（九州）	
スタンダードMプラン（沖縄）	81,500円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	6月ご使用分
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	7月ご使用分
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	8月ご使用分
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	9月ご使用分
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	10月ご使用分
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	11月ご使用分
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	12月ご使用分
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	翌年 1月ご使用分
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	翌年 2月ご使用分
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年 3月ご使用分
毎年 11月 1日から翌年の 1月 31日までの期間	翌年 4月ご使用分
毎年 12月 1日から翌年の 2月 28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間）	翌年 5月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、スタンダードMプラン（関西）、スタンダードMプラン（中国）、スタンダードMプラン（四国）、スタンダードMプラン（沖縄）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

なお、燃料費調整額の単位は、1 [円／銭] とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ スタンダードMプラン（関西）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2.250円（2.475円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.150円（0.165円）

ロ スタンダードMプラン（中国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2.895円（3.185円）

電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.193円 (0.212円)
-------	-------------------	-----------------

ハ スタンダードMプラン (四国)

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円 (1.694円)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円 (0.154円)

ニ スタンダードMプラン (沖縄)

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2.480円 (2.728円)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.248円 (0.273円)

ホ イ, ロ, ハ, ニ以外

		税抜額 (税込額)
スタンダードMプラン (北海道) スタンダードLプラン (北海道)	1キロワット時につき	0.157円 (0.173円)
スタンダードMプラン (東北) スタンダードLプラン (東北)	1キロワット時につき	0.179円 (0.197円)
スタンダードMプラン (東京) スタンダードLプラン (東京)	1キロワット時につき	0.166円 (0.183円)
スタンダードMプラン (中部) スタンダードLプラン (中部)	1キロワット時につき	0.212円 (0.233円)
スタンダードMプラン (北陸)	1キロワット時につき	0.150円 (0.165円)

スタンダードLプラン（北陸）		
スタンダードLプラン（関西）	1キロワット時につき	0.150円（0.165円）
スタンダードLプラン（中国）	1キロワット時につき	0.193円（0.212円）
スタンダードLプラン（四国）	1キロワット時につき	0.140円（0.154円）
スタンダードMプラン（九州） スタンダードLプラン（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

（3）離島ユニバーサルサービス調整

イ 異島ユニバーサルサービス調整額の算定

（1）離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、（1）イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

スタンダードMプラン（北海道） スタンダードLプラン（北海道）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
スタンダードMプラン（東北） スタンダードLプラン（東北）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
スタンダードMプラン（中国） スタンダードLプラン（中国）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
スタンダードMプラン（九州） スタンダードLプラン（九州）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$
スタンダードMプラン（沖縄）	$\alpha = 1.0000$	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.0000$

（II）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) \times \frac{\squareの離島基準単価}{1,000}$$

また、離島基準燃料価格は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

スタンダードMプラン（北海道）	79,300円
スタンダードLプラン（北海道）	
スタンダードMプラン（東北）	79,300円
スタンダードLプラン（東北）	
スタンダードMプラン（中国）	79,300円
スタンダードLプラン（中国）	
スタンダードMプラン（九州）	79,300円
スタンダードLプラン（九州）	
スタンダードMプラン（沖縄）	79,300円

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。

□ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

		税抜額（税込額）	
スタンダードMプラン (北海道)	1キロワット時につき	0.001円（0.001円）	
スタンダードMプラン (東北)	1キロワット時につき	0.001円（0.001円）	
スタンダードMプラン (中国)	最低料金	1契約につき最初の 15キロワット時まで	0.015円（0.017円）

	電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.001円 (0.001円)
スタンダードMプラン (九州)		1 キロワット時につき	0.003円 (0.003円)
スタンダードMプラン (沖縄)	最低料金	1契約につき最初の 10キロワット時まで	0.240円 (0.264円)
	電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.024円 (0.026円)

		税抜額 (税込額)
スタンダードLプラン (北海道)		0.001円 (0.001円)
スタンダードLプラン (東北)	1 キロワット時につき	0.001円 (0.001円)
スタンダードLプラン (中国)		0.001円 (0.001円)
スタンダードLプラン (九州)		0.003円 (0.003円)

(4) 燃料費調整単価の掲示

当社は、燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

5 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月
ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、4月の最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金については、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれを1月とみなして上式を適用し、合算して算定いたします。

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ スタンダードMプラン（東北）、スタンダードLプラン（東北）、スタンダードMプラン（東京）、スタンダードLプラン（東京）、スタンダードMプラン（中部）、スタンダードLプラン（中部）、スタンダードMプラン（北陸）、スタンダードLプラン（北陸）、スタンダードMプラン（九州）、スタンダードLプラン（九州）、およびスタンダードMプラン（沖縄）

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

□ スタンダードMプラン（北海道）およびスタンダードLプラン（北海道）

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ スタンダードMプラン（関西）, スタンダードLプラン（関西）, スタンダードMプラン（中国）, およびスタンダードLプラン（中国）

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ニ スタンダードMプラン（四国）およびスタンダードLプラン（四国）

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ホ イ、ロ、ハまたは二によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

19 (料金の算定) (1)の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

7 提供エリア

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道
東北電力エリア	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
東京電力エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部電力エリア	愛知県、長野県、静岡県（一部を除く）、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）
北陸電力エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部
関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力エリア	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

四国電力エリア	徳島県, 高知県, 香川県（一部を除く）, 愛媛県（一部を除く）
九州電力エリア	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
沖縄電力エリア	沖縄県（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）